

令和 8 年度

藤枝市雇用対策協定に基づく事業計画

藤 枝 市

静岡労働局

目 次

第 1 趣旨

第 2 雇用施策の柱

- 1 若年者の就労支援 1
- 2 女性や子育て家庭に対する雇用対策の推進 4
- 3 高齢者の雇用対策の推進 5
- 4 障害のある人の雇用対策の推進 6
- 5 生活困窮者等の就労支援 8
- 6 外国人の就労支援 8
- 7 その他雇用対策 9

第 3 雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標 12

第１ 趣旨

藤枝市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市の地域産業の振興と、市内における若年者、女性、高齢者、障害のある人など多様な働き手となるすべての人の雇用・労働環境の向上に連携して強力に取り組むため、平成31年3月19日「藤枝市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び焼津公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接に関連し、円滑かつ効果的に実施されるよう、「藤枝市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、本市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第２ 雇用施策の柱

１ 若年者の就労支援

人口減少社会を迎える中で、若年者の首都圏などへの進学等による転出もあって、市内企業の労働者不足が大きな課題となっており、新卒者などの若年者を地元企業へ繋げていくことが求められている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等を行うことにより、若年者に対する就職支援を実施する。

（１）大学生、高校生等の就職支援

本市においては、大学進学等をきっかけとして、若年者の首都圏や中京圏など市外への転出が非常に多い状況である。このような大学生等に対し、市内企業へのＵターン就職を促進するとともに、地元で生活する学生に対しても魅力ある市内企業を知っていただく機会や就職関連情報の提供を行い、市内企業への就職の促進を図る。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 近隣市、ハローワーク、商工会議所・商工会、市内教育機関の各種団体と、地域の雇用状況等について意見交換を行い、学生などの就労に繋がる情報を共有し連携していく。（産業政策課）
- 近隣市の高校生を対象に、地元企業への就職促進と企業の人材確保といった、雇用と企業支援の双方を島田市、焼津市と協議会を設置し、ハローワークと連携して実施する。（産業政策課）

《市が実施する業務》

- 静岡県や近隣市と連携して、県外にいる地元出身学生及び県外出身学生を対象としたU I J ターン就職を支援するため、県外の学生と地元企業との交流会、企業説明会等の開催や情報提供を行う。(産業政策課)
- 地元の大学等と連携し、学生がより市内企業への就職に繋がるようお互いに情報を共有し就職の支援を強化していく。(産業政策課)
- 県内外の大学等進学者を対象に、地元企業への就職と市内定住を促進するため、商工会議所、商工会、及び市内金融機関と連携し、Uターン・地元就職応援事業を実施する。(産業政策課)
- 東京圏の学生が市内企業への就職・定住を促すため、地元企業への就職活動に要する交通費及び移転費に対する地方就職学生支援金を交付する。(産業政策課)
- 商工会議所が実施する「地元企業魅力発見事業」において、就職活動を行う学生に対して、中小企業への就職を考える機会を創出する。(委託商工会議所)
- 関東商工会議所連合会が実施する中小企業への採用を支援する連携事業について、「採用予定企業情報」、「インターンシップ・職場体験の受入可能企業情報」を商工会議所が提供することで、大学、専門学校等との情報連携を図っていく。(委託商工会議所)
- 従業員の奨学金返還を支援している中小企業等に対して、補助金を交付する。(産業政策課)

《労働局が実施する業務》

- 応募書類の作成支援や模擬面接の実施を含めた、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施する。
- 若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の普及拡大・情報発信を強化することにより、人材確保に課題を抱える中小企業と新卒者等とのマッチングを実施する。
- トライアル雇用助成金など各種助成金を活用し、正社員就職を促進する。
- 学校中退者や学卒未就職者に対して、職業訓練、ジョブ・カード制度等を活用した就職支援を実施する。
- 市と連携して実施する高校生の地元企業への就職支援事業に関し、当該事業の取組内容等について、高校部会等を通じて高校への周知を行うとともに、高卒用求人への申し込みを予定する企業への周知を行う。

(2) 若者等の職業的自立支援

全国的にも若者や就職氷河期世代の無業者の数が高い水準で推移している中、本市においてもニートやひきこもり、フリーターなど働くことに悩んでいる若者等は少なくないと考えられる。そのため、市と労働局は連携して、働くことに悩みを抱える若者等に対し、就職の相談や職業紹介などの支援を行うとともに、関係団体と連携し、若者等の職業的自立を支援する。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 市は、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者を支援するため、ハローワークや関係機関などと「藤枝市子ども・若者総合サポート会議」を開催して、情報を共有し連携の強化を図る。（こども・若者支援課）

《市が実施する業務》

- 市が主催する若年者及び就職氷河期世代を対象とした就労支援に関するセミナーや個別相談会を、静岡地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）と協力して実施し、ニートやひきこもり等の職業的自立を支援する。（産業政策課）
- 市は、広報ふじえだやホームページ等を活用して、「サポステ」と「藤枝サテライト」を積極的に周知し、若年未就労者の利用の促進を図る。（産業政策課）

《労働局が実施する業務》

- ニートやひきこもり等の若者や就職氷河期世代を含む中高年層について本人や家族等から相談があった場合は、状態に応じ、サポステ等関係団体を案内する。また、サポステにて支援を受けた後、ハローワークでの職業相談・職業紹介に繋ぐため、サポステと連携し、職業訓練のあっせん等を含めた就職支援を行う。
- 就職氷河期世代を含む中高年層を対象とした求人の確保に努め、再就職のための職業相談及び職業紹介を実施する。
- フリーター等に対しては、正社員就職を促進するため、職業適性検査の実施や、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施するとともに、トライアル雇用制度の活用や職業訓練への誘導あっせん等の支援を行う。

2 女性や子育て家庭に対する雇用対策の推進

今後の生産年齢人口の減少を克服し、経済力を維持するためには、結婚や出産を機に仕事から離れたものの、活躍できる機会を求めている女性に多様で柔軟な働き方ができる環境を創出し、M字カーブを改善する必要がある。

そこで本市では、女性が輝き活躍できるまちの実現に向けて、仕事と子育てを両立できる多様で柔軟な働き方の提供、再就職やスキルアップの支援等の環境づくりを進め、結婚・出産・子育てを機にやむを得ず離職した女性の社会進出を促進する。

また、市と労働局が一体的に事業を実施することで、魅力ある仕事を増やし、子ども連れにも対応した再就職相談の実施など、再就職に向けた支援を行う。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 家庭と仕事を両立しやすい（子育て中の女性の再就職支援も含む）というニーズに対応した就職相談会をハローワークと連携して年1回実施する。実施にあたって求人者・求職者への周知等を協力して行う。（産業政策課）
- ひとり親家庭等の母等の就職を促進するため、ハローワークと連携し、雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練等の指定教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施する。（こども・若者支援課）

《市が実施する業務》

- 起業を検討している女性に必要な知識や計画などのアドバイスを通し、起業にあたっての不安を取り除くなどの参考となる講座の開催や、専門家による相談窓口を設置する。（創業支援室）
- 男女が共に活躍できる職場づくりに取り組んでいる事業所をホームページ等で紹介する。（男女共同参画・多文化共生課）
- 働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を認定し、誰もが幸せを実感し、やりがいを持って活躍できる職場環境づくりを推進する。（男女共同参画・多文化共生課）
- 部下の子育てや介護に理解のある上司「イクボス」の思想を広め、さらにはイクボス宣言をする事業所を増やして「イクボスの輪」を広げることで、女性が活躍できる社会づくりを推進する。（男女共同参画・多文化共生課）
- 女性活躍や、ワーク・ライフ・バランスの重要性を企業に啓発する。（男女共同参画・多文化共生課）
- 管理職や女性管理職候補を対象に、組織マネジメントを学ぶ管理職セミナー等を開催し、職業生活における女性活躍を推進する。（男女共同参画・

多文化共生課)

- 働く女性の資質や能力を高めていくため、女性キャリアのロールモデルの紹介などにより、女性のキャリアアップを支援する。(男女共同参画・多文化共生課)
- ひとり家庭等の母等が看護師や介護福祉士等、資格取得のため、6ヶ月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費等に対し、一定額を支給する「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。(こども・若者支援課)
- 国の特定求職者雇用開発助成金(ひとり親家庭の母等)の助成期間満了後も、対象者を引き続き雇用した中小企業の事業主に対し奨励金を交付する。(産業政策課)
- 藤枝でサッカーをしたい選手や指導に携わりたい女性が、生活の基盤となる職を確保しながら実現できる仕組みづくりを推進する。(サッカーのまち推進室)

《労働局が実施する業務》

- 両立支援等助成金の周知等を行うことで、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保に努め、再就職のための職業相談及び職業紹介を実施する。
- 職業訓練の周知・あっせんを行うことで、再就職に役立つ知識・習得のための機会を提供する。
- 企業への応募書類の作成支援や、模擬面接の実施を含む職業相談及び職業紹介を実施する。
- 児童扶養手当現況届会場において、ハローワークの職業相談ブースを設置し、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等の就職支援を行う。
- 事業主に特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)を広く周知し、ひとり親家庭の母等の就職困難者の雇い入れの促進を図る。
- 令和7年4月から施行されている「出産後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」について積極的に周知を行う。

3 高齢者の雇用対策の推進

少子高齢化の進展により、労働力人口の減少が見込まれる中で、働く意欲と能力を有する高齢者が活躍できるように、働く意欲のある高齢者が、豊かな経験と知識・技術を活かして働ける環境づくり、再就職の支援、さらには多様な就業機会の提供に向けた取り組みを行う。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 就職を希望する高齢者の雇用促進のため、アクティブシニア就職相談会を実施する。実施にあたって、求人者・求職者への周知等を協力して行う。(産業政策課)

《市が実施する業務》

- 高齢者の就労を通しての社会への参加、仲間づくり、健康保持などの生きがいの充実を目的として活動する公益社団法人藤枝市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の活動を支援する。（産業政策課）
- イベントにおいてアクティブシニア応援ブース等を設置し、雇用を含めた高齢者の社会参加を促進するための意識啓発を実施する。（地域包括ケア推進課）
- 元気な高齢者を対象に介護従事者入門研修を実施し、併せて事業所とのマッチングを実施する。（地域包括ケア推進課）
- 国の特定求職者雇用開発助成金（高年齢者）の助成期間満了後も、対象者を引き続き雇用した中小企業の事業主に対し高年齢者等雇用奨励金を交付する。（産業政策課）

《労働局が実施する業務》

- 高齢者の多様な働き方のニーズに対応するため、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の周知等を行うことで 60 歳以上を対象とした求人の確保に努め、生涯現役支援窓口を中心にきめ細かな職業相談及び、職業紹介を実施する。
- 企業に対して、改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発を引き続き実施するとともに、各種団体と連携し、希望者全員が 65 歳まで働くことができる制度、さらに、70 歳までの就業機会の確保及び年齢にかかわらず働くことができる制度の導入促進など、事業主に対する指導及び制度の浸透に取り組む。
- 65 歳以上を対象とした雇用保険のマルチジョブホルダー制度（令和 4 年 1 月 1 日より施行）を広く周知することで、高年齢者の多様な働き方への支援を行う。

4 障害のある人の雇用対策の推進

令和 6 年 4 月 1 日より、民間企業の法定雇用率は、2.5%となり、令和 8 年 7 月 1 日からは 2.7%となる。引き続き、障害のある人の雇用拡大に向けて、法定雇用率達成の啓発活動、職業相談・職業紹介、職場定着など、効果的に実施するとともに障害者雇用を促進する取組を行う。

【参考値】令和 7 年 6 月 1 日現在の静岡県内民間企業の実雇用率：2.44%（全国：2.41%）

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 企業への就職を希望する障害のある人の雇用促進のため、市とハローワ

ークが「障害者就職面接会」を実施する。福祉的就労を行う事業所や藤枝特別支援学校（就職を希望する方への働きかけ）の双方に市からも情報提供を行い、開催に協力する。（障害福祉課・産業政策課）

- 法定雇用率未達成企業を中心に市とハローワークが合同で事業所訪問を実施し、障害者雇用の啓発を図る。（障害福祉課・産業政策課）

《市が実施する業務》

- 藤枝市自立支援協議会において、障害のある人の雇用に関する課題や情報等を障害者支援団体等と共有し、協議を行う。（障害福祉課）
- 近隣市や障害者支援団体等と、障害のある人を取り巻く状況について情報を交換し、障害のある人の就労支援が効果的になるように連携を図る。（障害福祉課）
- ハローワークや県等とも連携を図り、民間企業や福祉事業所等を対象とした障害者雇用啓発セミナーを開催する。（障害福祉課）
- 一般企業等への就労を目指す障害のある人に対し、就労移行支援や就労継続支援などの障害福祉サービス事業所に、訓練等給付費を支給する。（障害福祉課）
- 国の特定求職者雇用開発助成金（身体障害者・知的障害者・精神障害者）の助成期間満了後も、対象者を引き続き雇用した中小企業の事業主に対し奨励金を交付する。（産業政策課）
- 農業者及び福祉事業者などで構成する農福連携ネットワーク会議を設置し、障害のある人が農作業体験を行う農福連携モデル事業を実施する。（農業振興課、障害福祉課）
- 障害者雇用の質の向上を図るため、国のキャリアアップ助成金（障害者正社員コース）への上乗せ補助や、ジョブコーチの配置を行う中小企業主に対し奨励金を交付する。（産業政策課）

《労働局が実施する業務》

- 法定雇用率について周知し、障害者雇用率未達成企業に対して、訪問や文書等による雇用率達成指導を積極的に行う。
- 障害のある人の就職促進および企業の障害者雇用促進を目的として、年1回以上「障害者就職面接会」を開催する。
- 障害者就業・生活支援センター「ぼらんち」をはじめとした障害のある人の就労を支援する機関と連携を図りながら、求人情報の提供、職場実習の実施、職場定着指導等の支援を行い、障害のある人の就職促進および職場定着を図る。
- 障害者雇用について、事業所訪問等により、障害者雇用に係る助言や指導並びに助成金制度活用の周知を行い、啓発を図る。

5 生活困窮者等の就労支援

生活困窮者の多くは、多様で複合的な問題を抱え、自尊感情や自己有用感を喪失している。そのため、常に本人を起点とし、就労の意義への理解の支援から、生活面や福祉面の支援までを含めた包括的な支援を展開する。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援策を効果的に実施できるよう、市とハローワークが共同で「焼津地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を運営し、協力して各種支援策を推進する。（自立生活サポートセンター）

《市が実施する業務》

- 生活困窮者への就労支援を含む相談業務のため、市役所庁舎内に自立生活サポートセンターを設置し、「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。（自立生活サポートセンター）
- 離職により住居を失う恐れのある人へ就労の支援のため、「住居確保給付金」を支給する。（自立生活サポートセンター）
- 生活保護受給者への就職を目的とした就労支援のため、「被保護者就労支援事業」を実施する。（自立生活サポートセンター）
- 生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定により、ハローワークとの緊密な連携を図り、協力して、各種就労支援策を推進する。（自立生活サポートセンター）

《労働局が実施する業務》

- 市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」により意欲・能力が向上した支援対象者及び「被保護者就労支援事業」の対象者に対し、就労に向けた職業相談・職業紹介・求人情報の提供・職業訓練のあっせん等の支援を行う。
- 就職支援ナビゲータによる市役所での出張相談を月に1回実施する。

6 外国人の就労支援

本市では、市内の企業が人手不足から外国人技能実習制度を利用しているケースなどが増え、今後、外国人住民のさらなる増加が見込まれる。外国人住民の中には、日本語や日本の慣習に不慣れな住民もいることから、行政手続きや日本語学習の支援なども含めた就労支援を実施する。併せて、外国人労働者を受け入れる企業に対する啓発等も実施する。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 市内企業での就労を目指す定住者や永住者などが、職業能力を高め、その能力を最大限発揮できるように外国人の就労を支援する。（産業政策課）
- 就労を希望する在留外国人に対し、求人情報やハローワークが開催する「就労のための日本語講座」等の情報を市とハローワークが連携して提供する。（男女共同参画・多文化共生課）

《市が実施する業務》

- 外国人労働者の就労、定着支援についての情報を労働局・ハローワークと共有し、外国人の雇用を希望する企業へ情報を提供する。（産業政策課）
- 外国人向けに、必要な生活情報を掲載した外国語版オリエンテーション動画及び生活ガイドブックをHP掲載及び窓口等で配布する。（対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語。※生活ガイドブックはタガログ語も対応。）（男女共同参画・多文化共生課）
- 外国人が生活の支障となる言語の壁を早期に解消できるよう、日本語講座を開催する。（男女共同参画・多文化共生課）
- 外国人の就労や生活に係る悩みに対応できるように、多言語通訳用のタブレット端末を庁内に配置し活用する。また必要に応じて通訳ボランティアを派遣して支援する。（男女共同参画・多文化共生課）

《労働局が実施する業務》

- 外国人に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理の状況確認及び指導、改善のための助言・援助及び雇用維持のための相談・支援等を行う。また、適正な労働条件の確保のための指導を実施する。
- 外国人に対しては、通訳や13か国語の電話通訳が可能なハローワーク多言語コンタクトセンター及び多言語音声翻訳機を活用した職業相談及び職業紹介を実施するとともに、適正な労働条件の確保等に関する相談支援等を実施する。
- 定住外国人就労支援・定着支援研修について、定住外国人を対象とする研修コースの実施地域・コース数の拡充やコース内容について見直しを行う。また、研修を修了した定住外国人で、就職実現のために職業訓練の受講が必要と判断される場合には公的職業訓練（例：定住外国人向け訓練）への誘導、受講斡旋を行うとともに、個々の状況に応じた就職支援を実施する。

7 その他雇用対策

ハローワーク焼津管内における令和8年1月の有効求人倍率は、1.11倍であり、今後も厳しい雇用情勢が予想される。

地域の持続的発展は必要不可欠であるため、市と労働局は連携し、既存企業の活性化や、起業支援、人材確保を推進していく。

《市と労働局が共同で取組む業務》

- 市と労働局が、雇用に関する情報を共有するとともに、効果的に雇用に関する情報を発信する。(産業政策課)
- ハローワークからの求人情報を市の施設に配架し、ハローワークの職業紹介へ効果的に引き継ぐよう、求職者に対し情報を提供していく。(産業政策課)
- 市と労働局・ハローワークは、藤枝市雇用対策協定に基づく施策を一体となって推進するにあたり、藤枝市雇用対策協議会を設置し、事業の進捗状況の把握を行い、事業計画の具体的な取り組み方針や内容について協議を行う。(産業政策課)
- ハローワークで、藤枝市保育士等人財バンク「enjob ふじえだ」などの市が実施する事業の周知等を協力して行う。(こども課)

《市が実施する業務》

- 市内への移住・定住の促進を図り、地元企業の人材確保に繋げるため、本市の地域企業・地域産業の魅力を HP 等により情報発信する。(産業政策課)
- 起業を考えている方を対象に、先輩起業家のアドバイス等を通し、起業準備者の支援をするセミナーを開催する。(創業支援室)
- 起業を準備している方などに、新たな一步を踏み出しやすくするため、チャレンジショップと連携して支援する。(創業支援室)
- 藤枝市産業コーディネーターによる中小企業の経営改善や起業に関する相談支援を行う。(産業政策課)
- 中小企業の振興により雇用の維持・拡大を図るため、産業財産権取得、設備導入、販路拡大、災害への取組を支援する。(産業政策課)
- 農商工連携・6次産業化の推進を図り、雇用創出に繋げる。(産業政策課)
- 起業者の掘り起こしから、起業後のアフターフォローを通じ、雇用創出に繋げる。(創業支援室)
- 東京圏からの移住の促進及び中小企業等の人材確保対策を目的として、移住・就業支援金を交付する。(産業政策課)
- 市内に就業の場を確保するため、市内に工場等を立地した企業を支援する。(企業立地戦略課)
- 介護事業所が人材の確保を行いやすくするために、介護事業所に対し介護職員処遇改善加算の算定促進のための働きかけを実施する。(地域包括ケア推進課)
- 職場の労働環境の改善や熱中症対策に取り組んだ企業に対して支援を行

う。(産業政策課)

- 従業員の資格取得費用を負担した企業に対して支援を行う。(産業政策課)
- 勤労者の生活水準の向上と持家の促進を図るため、勤労者住宅資金の貸付けを行う。(産業政策課)
- 勤労者の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、勤労者教育資金の貸付けを行う。(産業政策課)
- 中小企業勤労者の健康・福祉の増進と事業所における雇用安定を図るため、藤枝市勤労者福祉サービスセンターの活動を支援する。(産業政策課)
- 労働者の地位向上と福祉の増進を図るため、各種労働団体へ補助金を交付する。(産業政策課)
- 保育所や幼稚園等で従事する保育者の確保と情報提供を図るため、藤枝市保育士等人財バンク「enjob ふじえだ」事業を推進する。(こども課)
- 日本一働きやすい職場環境づくり会議を通じて誰もがやりがいを抱き安心して働ける環境づくりを推進する。(男女共同参画・多文化共生課)

《労働局が実施する業務》

- 出先機関であるハローワークプラザ藤枝を活用して、求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行う。
- 管内地域に企業誘致等の情報提供を受けた場合には、求人の開拓・確保を行い、求人充足に向けた求人と求職者のマッチングを行う。
- 人材確保が喫緊の課題である「看護」「介護」「保育」「建設」「運輸」「警備」においては、求人充足支援のほか「魅力ある職場づくり」のため、雇用管理改善援助を実施する。
- 事業所等に対して、管内の労働市場の状況、求職者の動向、求人賃金や求職者の希望賃金等の情報を定期的に提供する。
- ハローワークインターネットサービスの求職者・求人者マイページを広く周知し、来所を必要としない求人・求職活動の支援を行う。

第3 雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標（令和8年度）

1 若年者の就労支援

- ・高校生の就職率（内定率） 100%

2 女性や子育て家庭に対する雇用対策の推進

- ・女性の創業支援者数【累計】 935 人
- ・働きやすい職場環境認定事業所数【累計】 170 事業所
- ・就職相談会の開催 1 回
- ・労働環境改善事業を活用した施設改善等の事業所数 12 事業所

3 障害のある人の雇用対策の推進

- ・福祉施設利用者の一般企業等に就職した年間人数 30 人
- ・障害のある人の就職件数 269 人
- ・障害者等就職面接会の開催 2 回

4 高齢者の雇用対策の推進

- ・65 歳以上の高齢者の就職件数 353 人
- ・シルバー人材センター登録者数 800 人

5 生活困窮者等の就労支援

- ・生活困窮者の就労支援による就労者数 40 人

6 外国人の就労支援

- ・外国人就労・定着支援研修実施に係る協力 26 回